

かながわボランティア活動推進基金 21 条例 (平成 13 年神奈川県条例第 10 号)

(改正 令和 7 年 4 月 1 日条例第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、かながわボランティア活動推進基金 21 の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの (以下「公益を目的とする事業」という。) に自主的に取り組む特定非営利活動法人 (特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人 (以下「ボランティア団体等」という。) の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21 (以下「基金」という。) を設置する。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職 (公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。) の候補者 (当該候補者になろうとする者を含む。) 若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(財産の種類等)

第 3 条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 県が昭和 53 年度から平成 12 年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金に係る債権
- (2) 次に掲げる現金
 - ア 前号に掲げる債権の元金償還金
 - イ 前号に掲げる債権の運用により生じた利子
 - ウ 県が平成 4 年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金の償還金及び利子
 - エ 県が昭和 63 年度から平成 9 年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金
 - オ 基金の趣旨に添う寄附金
 - カ アに掲げる元金償還金、イに掲げる利子、ウに掲げる償還金及び利子、エに掲げる償還金並びにオに掲げる寄附金の運用により生じた収益金

2 前項第 1 号に掲げる債権の未償還元金及び第 2 号に掲げる現金の合計額は、100 億円を下回らないものとする。

(運用)

第 4 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる事業等の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 県及びボランティア団体等が協働して行う公益を目的とする事業に対する負担
- (2) ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対する補助
- (3) ボランティア団体等に対する表彰
- (4) ボランティア団体等（個人を除く。）がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組に対する支援

(神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事業に関し、あらかじめ、解決を図ろうとする地域の課題を設定しようとするとき。
- (2) 前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。ただし、第3条第1項第2号オに掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で前条第2号の補助の対象となる事業に決定しようとするときを除く。
- (3) 前条第3号の表彰の対象となる者を決定しようとするとき。
- (4) 前条第4号の支援の対象となる取組を決定しようとするとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 知事の項 神奈川県水防協議会の項の次に次のように加える。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成13年神奈川県条例第10号）第6条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
---------------------	--	-------

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第53号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の項中「第6条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定につき」を「第7条に規定する事業等の実施に関し、」に改め、「報告」の次に「し、又は意見を建議」を加える。

附 則（平成26年7月15日条例第43号）

この条例は、平成26年7月15日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第38号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 81 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 20 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 17 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

かながわボランティア活動推進基金21条例に規定する事業の実施に係る要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する事業等の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。ただし、条例第8条第2項但し書きに定める、寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする、当該者が寄附した額の範囲内で第7条第2号の補助の対象となる事業等の実施に当たり必要な事項を定めるものは除く。

(ボランティア団体等の要件)

第2条 条例第2条に規定するボランティア団体等は、次のすべての要件を備えたものとする。

- (1) 県内で活動を行っていること
- (2) 継続した活動が期待されること
- (3) 条例第7条各号に掲げる基金の負担、補助、表彰又は支援を受けることで、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていくことが期待されること
- (4) 団体にあつては、市民の発意に基づき設立されたものであつて、不特定かつ多数のもの
の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動
に該当する事業を除く。）を主たる事業として実施していること
- (5) 法人格を持つ団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団
員」という。）に該当するものがないこと
- (6) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員ではないこと
- (7) 個人にあつては、暴力団員ではないこと

(取組の受託者の要件)

第3条 条例第7条第4号の支援の対象となる取組の受託者は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 県内でボランティア団体に対する支援を行っている団体で、事業終了後も引き続き県内
で支援を行う意思を有すること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- (3) 神奈川県の指名停止期間中でないこと
- (4) 法人格を持つ団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがない
こと
- (5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員ではないこと

(応募資格)

第4条 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員又は神奈川県ボランティア活動推進基金
幹事会幹事が次の各号に就いている団体にあつては、前2条の要件を満たすものであつても次
条第1号に規定された負担を受けるため、同条第2号に規定された補助を受けるため及び同条
第4号に規定された支援の実施を受託するために応募をすること、並びに同条第3号に規定さ

れた表彰を受けることはできない。

- (1) 理事長等団体の長
- (2) 副理事長等団体の長を補佐する理事
- (3) 専務理事等中心的に業務を執行する理事
- (4) 職員（団体から給与を支給されている職員）

（定義）

第5条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 負担

県及びボランティア団体等とが協働して行う公益を目的とする事業において、双方での協議に基づく県の役割に応じて負担金を交付するもので、条例第7条第1号に規定する負担をいう。

(2) 補助

ボランティア団体等の行う公益を目的とする事業について、その実施に必要となる経費を対象として補助金を交付するもので、条例第7条第2号に規定する補助をいう。

(3) 表彰

活動の業績又は功労が特に顕著であって、広く県民の模範となるボランティア団体等を顕彰するもので、条例第7条第3号に規定する表彰をいう。

(4) 支援

ボランティア団体等（個人を除く。）がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組について、県が委託により実施するもので、条例第7条第4号に規定する支援をいう。

（対象事業等の決定）

第6条 条例第7条各号に掲げる事業等の対象事業、被表彰者、又は対象となる取組は、第1号から3号にあっては市民が主体的に社会に参画し、地域や社会の課題解決に取り組むものを、第4号にあってはボランティア団体が自立的かつ安定的に活動を行うための支援を対象とし、別表に定める審査基準に基づき、神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会が事前調査を行い、その結果を踏まえ、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下、「審査会」という。）が選考し、知事が決定する。

- 2 知事は、対象事業の決定を受けたボランティア団体等が第2条第5号から第7号に掲げる要件を満たしていないことが判明したときは、決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、支援の対象となる取組の決定を受けた受託者が第3条第4号から第5号に掲げる要件を満たしていないことが判明したときは、決定の全部を取り消すことができる。
- 4 知事は、必要に応じ第1項の決定及び前2項の取消しに際し、ボランティア団体等においては第2条第3号から第5号に掲げる要件を、取組の受託者においては第3条第4号から第5号の要件を満たしているか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 5 知事は、審査会の調査審議の結果と異なる決定をした場合は、審査会に対しその理由を通知するとともに、その旨を公表しなくてはならない。ただし、次の理由による場合を除く。
 - (1) ボランティア団体等が第2条第5号から第7号に掲げる要件を満たしていないこと

(2) 取組の受託者が第3条第2号から第5号に掲げる要件を満たしていないこと

(情報公開等)

第7条 負担、補助及び支援の対象となったボランティア団体等は、対象事業に係る情報を公開するとともに、団体等の活動状況に係る情報の公開、提供に努めるものとする。

2 知事は、負担、補助、表彰及び支援に関する審査結果等の情報について、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の規定に基づき公開するほか、積極的に情報の提供に努めるものとする。

第2章 負担及び補助

(適用)

第8条 負担及び補助に関し、予算の範囲内において負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の規定を適用する。

(負担及び補助の対象)

第9条 負担に係る負担金及び補助に係る補助金の対象となるのは、事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額とする。

(負担及び補助の額)

第10条 負担及び補助の額は、次によるものとする。

(1) 負担

前条の規定により算出した額と1,000万円のいずれか低い額を上限とする。

(2) 補助

前条の規定により算出した額の2分の1と200万円のいずれか低い額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(負担及び補助の期間)

第11条 同一の事業に対する負担金は5年を、同一の事業に対する補助金は3年を、それぞれ限度とし、継続して交付することができる。

(申請書の提出期日等)

第12条 規則第3条第1項の規定による負担金等の交付申請書の提出期日は、知事が別に定める。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 活動経歴書（個人）又は団体調書（団体）

(4) 団体の定款又は規約、及び役員名簿（団体の場合のみ）

(5) その他知事が必要と認める書類

3 負担金等の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を負担金等の対象経費とする場合にあつては、当該負担金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（負担金等の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に負担金等の対象経費に占める負担金等の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該負担金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第 1 3 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担に係る事業及び補助に係る事業の内容又は事業に係る経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の 20% 以内の変更についてはこの限りではない。
- (2) 負担に係る事業及び補助に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 負担に係る事業及び補助に係る事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は負担に係る事業及び補助に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第 1 4 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定の基づく知事の承認を受けようとする場合は、別に定める変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由、又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第 1 5 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（状況報告及び調査）

第 1 6 条 知事は、規則第 10 条の規定による状況報告の聴取及び調査を、必要に応じて行うことができる。

（実績報告）

第 1 7 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、別に定める実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から 10 日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業評価・報告書
- (2) 収支計算書

2 消費税及び地方消費税を負担金等の対象経費とする場合にあつては、負担金又は補助金の交付を受けたもの（以下「負担金交付団体等」という。）は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該負担金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを負担金等の額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う負担金等の返還）

第 1 8 条 消費税及び地方消費税を負担金等の対象経費とする場合にあつては、負担金交付団体等は、実績報告後に消費税の申告により当該負担金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める報告書の様式により、すみやかに知事に対して報告

しなければならない。なお、負担金交付団体等が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 負担又は補助により取得した財産で、価額が50万円以上のものについては、別に定める期間、知事の承認を受けずに、負担金又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備等)

第20条 負担金交付団体等は、負担又は補助に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該負担又は補助に係る事業の完了する日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(届出事項)

第21条 負担金交付団体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なくてはならない。

- (1) 住所、氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 団体にあつては、代表者を変更したとき。

第3章 表彰

(適用)

第22条 表彰の実施にあたり、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）に規定するもののほか、この要綱の規定を適用する。

(候補者の推薦)

第23条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象となるボランティア団体等の候補者を推薦することができる。

- (1) 県民
- (2) ボランティア団体等
- (3) ボランティア団体等の活動を支援している機関
- (4) 県内の市町村長

2 前項に定める推薦は、別に定める推薦書を知事に提出して行う。

(表彰の方法)

第24条 表彰は、表彰状により知事が行う。

2 表彰には、副賞として、30万円を限度とする賞金を贈るものとする。

(表彰の時期)

第25条 表彰は、原則として毎年度1回行う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第4章 支援

(支援の方法)

第26条 支援は、予算の範囲内において委託により実施し、県内のボランティア団体等（個人を除く。）の成長に資するものとする。

（支援対象団体）

第27条 支援の対象となるボランティア団体等は、第2条の要件のほか、次の要件を満たすものとする。

- (1) 個人を除く
- (2) 県内で活動を3年以上行っていること
- (3) 次の要件をいずれか一つ以上満たすこと
 - ① 将来、県や市町村など行政との協働・連携のパートナーとなるなど、協働型社会の担い手としての役割を果たす意思があること
 - ② 県内の複数の市町村で活動を行うなど広域的な活動を行っていること又は行う意思があること
 - ③ 他団体への波及効果のある事業を行っている、または行う意思があること

（委託期間）

第28条 事業の委託期間は、委託を受けた日から、同年度の3月20日までとする。

第5章 雑則

（委任）

第29条 この要綱に定めるもののほか、負担、補助、表彰及び支援の実施に必要な事項は別に定める。

（その他）

第30条 知事は、この要綱第6条及び第27条を改正しようとする場合は、あらかじめ、審査会に意見を聴くものとする。

(第6条第1項関係)

別表1 協働事業負担金審査基準(新規事業)

基本的な視点	評価項目と配点	
協働の評価 10点	協働効果 (A) 5点	県と協働することで、関係者間の連携が一層強化され、より効果的に事業が推進されることが期待できるか
	協働効果 (B) 5点	県と協働することで、提供されるサービス等の質がより高まることが期待できるか
計画の評価 20点	ニーズ 5点	地域や社会の課題解決に向け、必要性や緊急性の高い事業か
	担い手 5点	当該事業の実施に必要な法令等を含む知識や経験、ネットワークなどを有しているか
	手法 5点	課題解決のための効果的な手法となっており、かつ関連する法令等との整合が図られているか
	費用対効果 5点	収支予算は、ボランティア団体等の本来事業との整合が図られ、かつ費用対効果に優れたものとなっているか
期待できる効果 20点	自立性 5点	かながわボランティア活動推進基金21(以下「基金21」という。)の負担金の交付を受けることで、当該ボランティア団体等の会員・利用者の増加や、理解者・協力者の拡大が見込まれ、組織の運営基盤の整備や、当該事業の安定、継続、発展につながることを期待できるか
	インパクト (影響) 5点	県の取組の推進や市民社会の発展に向け、強い推進力となることを期待できるか
	先駆性 5点	協働により、県民ニーズに対応する新たな仕組みが出来あがり、課題解決に貢献できるか
	波及性 5点	モデル性を有し、かつ広く社会や他のボランティア団体等の活動に影響を与えるなど波及性が見込まれるか
合計 50点		

別表2 ボランティア活動補助金審査基準（新規事業）

基本的な視点	評価項目と配点	
計画の評価 30点	ニーズ (A) 5点	地域や社会の課題解決に向け、必要性や緊急性の高い事業か
	ニーズ (B) 5点	社会システムが十分に整備されていない領域に踏み込む事業か
	担い手 5点	当該事業の実施に必要な法令等を含む知識や経験、ネットワークなどを有しているか
	手法 5点	課題解決のための効果的な手法となっており、かつ関連する法令等との整合が図られているか
	実現性 5点	実現性が高く、かつ補助期間終了後も継続して実施されることが見込まれるか
	費用対効果 5点	収支予算は、ボランティア団体等の本来事業との整合が図られ、かつ費用対効果に優れたものとなっているか
期待できる効果 20点	自立性 (A) 5点	基金21の補助金の交付を受けることで、当該ボランティア団体等の会員・利用者の増加や、理解者・協力者の拡大が見込まれ、組織の運営基盤の整備に結びつくことが期待できるか
	自立性 (B) 5点	基金21の補助金の交付を受けることで、当該事業の安定、継続、発展につながることを期待できるか
	インパクト (影響) 5点	市民社会の発展にインパクト（影響）を与えたり、新たな仕組みを生み出したりすることが期待できるか
	波及性 5点	モデル性を有し、かつ広く社会や他のボランティア団体等の活動に影響を与えるなど波及性が見込まれるか
合計 50点		

別表3 ボランティア活動奨励賞審査基準

基本的な視点	評価項目と配点	
過去の活動に対する評価 10点	先進性・普及性 5点	他のボランティア団体等の活動のモデルとなるような実践的な活動か
	実績 5点	これまで継続して取り組んできた活動は、社会にとって必要性、重要性が高く、地域社会への貢献度が高いものか
今後の活動に対する評価 10点	波及性 5点	地域や社会の課題に光を当てたもので、他のボランティア団体等の活動に大きな影響を与えることが見込まれるか
	継続性 5点	今後も活動を継続させ、地域社会に貢献することが期待できるか
受賞の効果 5点	受賞の効果 5点	受賞を契機として、活動がさらに発展していくことが期待できるか
合計 25点		

別表4 ボランティア団体成長支援事業審査基準

基本的な視点	評価項目と配点		
計画の評価 30点	課題認識 5点	県内ボランティア団体の現状と課題を的確に把握しているか	
	事業内容	5点	県内ボランティア団体が抱える課題に個別・具体的に対応する内容か
		5点	県内ボランティア団体の成長を支援する上で、計画的かつ効果的な内容となっているか
	支援対象団体の選定方法 5点	支援対象団体の要件や募集（公募）の時期、選定方法は適切か	
	実施体制	5点	当該事業の実施に必要な専門的知識や経験、ネットワークなどを有しているか
		5点	収支予算には、事業の実施に必要な経費が適切に計上されているか
期待できる効果 10点	支援対象団体に対する効果 5点	支援対象団体が成長し、自立的かつ安定的な活動を行うための基盤の確立につながることを期待できるか	
	県内のボランティア団体への普及啓発 5点	支援事業の継続や発展が期待でき、委託期間終了後も県内に支援のための基盤を残すことが期待できるか	
合計 40点			

附 則

この要綱は、平成13年4月25日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）は、かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第7条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、ボランティア活動に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会の設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則に基づき設置された神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会（以下「幹事会」という。）は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置された神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）が、かながわボランティア活動推進基金 21 条例（以下「条例」という。）第7条に規定する事業等の実施に関し、調査審議が円滑かつ効率的に推進できるよう、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業実施方針等について事前の検討を行う。
- (2) 審査会が対象事業等を選考するにあたり、必要に応じて応募案件について事前調査を行う。
- (3) 審査会が事業実施結果等を検証するにあたり、必要に応じて事前の検討を行う。

(幹事)

第3条 幹事は、ボランティア活動に関して的確な判断力を有する者のうちから審査会が選定する。

- 2 幹事の任期は2年とする。
- 3 幹事は、再任されることができる。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人を置き、幹事長は審査会の委員をもってあてる。

- 2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事のうちから審査会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 幹事会は、審査会の要請に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会において必要があると認めるときは、幹事以外のものに会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議等からの除外)

第6条 条例第7条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定について団体等と利害関係のある幹事は、当該案件についての審議等に加われない。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンターが処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。